写

能実発 0715 第 4 号
平成 23 年 7 月 15 日

中央職業能力開発協会会長　殿
社団法人全国民営職業紹介事業協会会長　殿
全国専修学校各種学校総連合会会長　殿
社団法人日本経済団体連合会常務理事　殿
日本商工会議所産業政策第二部長　殿
全国中小企業団体中央会会長　殿
日本労働組合総連合会総合労働局長　殿
特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会会長　殿
公益財団法人日本生産性本部理事長　殿

厚生労働省職業能力開発局
実習併用職業訓練推進室長

求職者支援訓練で活用するジョブ・カード様式の策定等について

本年 10 月 1 日、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律が施行され、求職者支援制度が開始されることとなっています。

また、本年 4 月 21 日にジョブ・カード推進協議会で策定された「新全国推進基本計画」では、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の訓練期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、訓練修了時に評価シートを策定することが明記されているところです。

これらを受け、今般、求職者支援訓練の受講者の就職促進を図る観点から、求職者支援訓練で用いる新たな様式として、ジョブ・カード様式４－２〔評価シート〕（以下「様式４－２」という。）を別紙１のとおり策定しました。また、様式４－２の策定を契機として、従来のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕について、活用方法の柔軟化等を図る観点から、別紙２のとおり改正することとしました（改正後の様式について、以下「新様式２」という。）。貴職におかれては、下記に留意の上、これらの様式の活用に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、別添により独立行政法人雇用・能力開発機構企画部

長、各都道府県労働局職業安定部長及び各都道府県職業能力開発主管部（局）長あてにそれぞれ通知したところであるので申し添えます。

記

1　様式４－２の活用上の留意点について

（１）様式４－２は、求職者支援訓練の受講者に対して交付するジョブ・カードとして新たに策定するものであり、求職者支援訓練以外のケースにおいては、使用しないものであること。

（２）様式４－２の具体的な活用方法については、別途、独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページにおいて示される予定であること。

2　様式２の改正点及び活用上の留意点について

（１）各々の職務経歴について、「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能」に加えて、「(職務の中で）果たした役割、貢献したこと」も記載できることとし、応募企業に対して自らの実績をアピールしやすいようにしたこと。

（２）欄外に留意事項を追記し、様式２を就職活動等の応募書類として活用する場合に限り、例えば、記載する職務経歴の順番を変えたり、ごく短期のものを除いて主要な経歴を記載したりする等の記載の変更を可能とし、応募企業に合わせた内容の再構成を可能としたこと。

（３）新様式２は、様式４－２とは異なり、求職者支援訓練に限らず、幅広い場面で活用されることを想定しているものであること。

3　平成20年10月1日付け能発第1001022～24号別添1「「ジョブ・カード制度」の一層の推進について」等の関係通達の改正は別途行い、後日通知することとするが、様式４－２及び新様式２については、順次活用して差し支えないこと。

なお、改正前のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕の交付を受けた者や、同様式を用いてキャリア・コンサルティングを継続して実施している者等については、引き続き、当該様式を使用しても差し支えないこと。

ジョブ・カード様式４－２〔評価シート〕

別紙1

訓練番号
訓練科名

訓練受講者氏名　（氏　　名）

上記の者の訓練期間における当社としての職業能力についての評価は、以下のとおりですので、今後のキャリア形成の参考にしてください。

平成　　年　　月　　日

教育訓練実施機関

（就職支援責任者氏名・印）

（訓練実施施設の責任者氏名・印）

Ⅰ　訓練期間・訓練目標

訓　練　期　間	訓練時間	訓　練　目　標　（仕上がり像）

Ⅱ　知識、技能・技術に関する能力　（「知識、技能・技術に関する評価項目」ごとに、該当する欄に○を記載）

（1）科目評価

A：到達水準を十分に上回った　B：到達水準に達した　C：到達水準に達しなかった　（評価は、試験結果等に基づき記載されたものです）

	科目名	評価 A	評価 B	評価 C		知識、技能・技術に関する評価項目	コード
学科					(1)		
					(2)		
					(1)		
					(2)		
					(1)		
					(2)		
					(1)		
実技					(3)		
					(4)		
					(1)		
					(2)		
					(3)		
					(4)		
					(1)		
					(2)		
					(3)		

評価項目の引用元（企業横断的な評価基準を活用した場合のみ）：

（特記事項）

（2）訓練の受講を通じて取得した資格（任意）

取得日　平成　　年　　月　　日

（3）訓練期間中又は訓練終了後に取得した資格（任意）　※訓練と密接に関わる資格のみを記入

取得日　平成　　年　　月　　日

Ⅲ　これまでの職務経験や訓練を踏まえた今後の就業の目標・希望

訓練受講者記入欄
（これまでの職務経験から学んだこと）
（訓練から学んだこと）
（今後の就業の目標・希望）

キャリア・コンサルタント記入欄　（仕事の経験・訓練から得た強み、訓練への取組姿勢、就業に向けた意欲等）	

ジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕

別紙２

氏　名	

職務経歴

年月～年月 会社名・所属・職名（雇用形態）	職務の内容	職務の中で学んだこと、得られた知識・技能、果たした役割、貢献したこと

キャリア・コンサルタント記入欄（※）	

※キャリア・コンサルタントが使用する欄につき、事前に記入する必要はありません。

Ver.2.1

☆本様式を就職活動に活用する場合、応募企業に合わせて、例えば、記載する職務経歴の順番を変えたり、ごく短期のものを除いて主要な経歴を記載したりする等の記載の変更が可能です。

別添

能実発0715第1号
平成23年7月15日

独立行政法人雇用・能力開発機構企画部長　殿

厚生労働省職業能力開発局
実習併用職業訓練推進室長

求職者支援訓練で活用するジョブ・カード様式の策定等について

本年10月1日、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律が施行され、求職者支援制度が開始されることとなっている。

また、本年4月21日にジョブ・カード推進協議会で策定された「新全国推進基本計画」では、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の訓練期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、訓練修了時に評価シートを策定することが明記されているところである。

これらを受け、今般、求職者支援訓練の受講者の就職促進を図る観点から、求職者支援訓練で用いる新たな様式として、ジョブ・カード様式４－２〔評価シート〕（以下「様式４－２」という。）を別紙１のとおり策定した。また、様式４－２の策定を契機として、従来のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕について、活用方法の柔軟化等を図る観点から、別紙２のとおり改正することとした（改正後の様式について、以下「新様式２」という。）。貴職におかれては、下記に留意の上、これらの様式の活用に万全を期されたい。

なお、本件については、別添により各都道府県労働局職業安定部長、各都道府県職業能力開発主管部（局）長及び関係団体（中央職業能力開発協会、社団法人全国民営職業紹介事業協会、全国専修学校各種学校総連合会、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会及び公益財団法人日本生産性本部）あてにそれぞれ通知したところであるので申し添える。

記

1　様式４－２の活用上の留意点について

（１）様式４－２は、求職者支援訓練の受講者に対して交付するジョブ・カードとして新たに策定するものであり、求職者支援訓練以外のケースにおいては、使用しないものであること。

（２）様式４－２の具体的な活用方法については、別途、求職者支援制度業務取扱要領等において示すこととしていること。

2　様式２の改正点及び活用上の留意点について

（１）各々の職務経歴について、「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能」に加えて、「(職務の中で）果たした役割、貢献したこと」も記載できることとし、応募企業に対して自らの実績をアピールしやすいようにしたこと。

（２）欄外に留意事項を追記し、新様式２を就職活動の応募書類として活用する場合に限り、例えば、記載する職務経歴の順番を変えたり、ごく短期のものを除いて主要な経歴を記載したりする等の記載の変更を可能とし、応募企業に合わせた内容の再構成を可能としたこと。

（３）新様式２は、様式４－２とは異なり、求職者支援訓練に限らず、幅広い場面で活用されることを想定しているものであること。

3　平成20年10月１日付け能発第1001019号別添１「「ジョブ・カード制度」の一層の推進について」等の関係通達の改正は別途行い、後日通知することとするが、様式４－２及び新様式２については、順次活用して差し支えないこと。

なお、改正前のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕の交付を受けた者や、同様式を用いてキャリア・コンサルティングを継続して実施している者等については、引き続き、当該様式を使用しても差し支えないこと。

職首発 0715 第１号
能実発 0715 第２号
平成 23 年７月１５日

各都道府県労働局職業安定部長　殿

厚生労働省
職業安定局
首席職業指導官
職業能力開発局
実習併用職業訓練室長

求職者支援訓練で活用するジョブ・カード様式の策定等について

本年 10 月１日、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律が施行され、求職者支援制度が開始されることとなっている。

また、本年４月 21 日にジョブ・カード推進協議会で策定された「新全国推進基本計画」では、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の訓練期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、訓練修了時に評価シートを策定することが明記されているところである。

これらを受け、今般、求職者支援訓練の受講者の就職促進を図る観点から、求職者支援訓練で用いる新たな様式として、ジョブ・カード様式４－２〔評価シート〕（以下「様式４－２」という。）を別紙１のとおり策定した。また、様式４－２の策定を契機として、従来のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕について、活用方法の柔軟化等を図る観点から、別紙２のとおり改正することとした（改正後の様式について、以下「新様式２」という。）。貴職におかれては、下記に留意の上、これらの様式の活用に万全を期されたい。

なお、本件については、別添により独立行政法人雇用・能力開発機構企画部長、各都道府県職業能力開発主管部（局）長及び関係団体（中央職業能力開発協会、社団法人全国民営職業紹介事業協会、全国専修学校各種学校総連合会、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会及び公益財団法人日本生産性本部）あてにそれぞれ通知したところであるので

申し添える。

記

1　様式４－２の活用上の留意点について

（１）様式４－２は、求職者支援訓練の受講者に対して訓練実施機関が交付するジョブ・カードとして新たに策定するものであり、求職者支援訓練以外のケースにおいては、使用しないものであること。

（２）ハローワークにおける様式４－２の具体的な活用方法については、別途、求職者支援制度業務取扱要領等において示すこととしていること。

2　新様式２の改正点及び活用上の留意点について

（１）各々の職務経歴について、「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能」に加えて、「(職務の中で）果たした役割、貢献したこと」も記載できることとし、応募企業に対して自らの実績をアピールしやすいようにしたこと。

（２）欄外に留意事項を追記し、新様式２を就職活動等の応募書類として活用する場合に限り、例えば、記載する職務経歴の順番を変えたり、ごく短期のものを除いて主要な経歴を記載したりする等の記載の変更を可能とし、応募企業に合わせた内容の再構成を可能としたこと。

（３）新様式２は、様式４－２とは異なり、求職者支援訓練に限らず、幅広い場面で活用されることを想定しているものであること。

3　平成 20 年 10 月１日付け職発第 1001005 号、能発第 1001021 号別添１「「ジョブ・カード制度」の一層の推進について」等の関係通達の改正は別途行い、後日通知することとするが、新様式２については、順次活用して差し支えないこと。

また、ハローワークにおける様式４－２及び新様式２を含むジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの業務の在り方について、後日通知することとしているので、当該通知も参照しながら活用を図ること。

なお、改正前のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕の交付を受けた者や、同様式を用いてキャリア・コンサルティングを継続して実施している者等については、引き続き、当該様式を使用しても差し支えないこと。

能実発 0715 第3号
平成 23 年7月 15 日

各都道府県職業能力開発主管部（局）長　殿

厚生労働省職業能力開発局
実習併用職業訓練推進室長

求職者支援訓練で活用するジョブ・カード様式の策定等について

本年 10 月1日、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律が施行され、求職者支援制度が開始されることとなっています。

また、本年4月 21 日にジョブ・カード推進協議会で策定された「新全国推進基本計画」では、求職者支援制度における職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の訓練期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、訓練修了時に評価シートを策定することが明記されているところです。

これらを受け、今般、求職者支援訓練の受講者の就職促進を図る観点から、求職者支援訓練で用いる新たな様式として、ジョブ・カード様式４－２〔評価シート〕（以下「様式４－２」という。）を別紙１のとおり策定しました。また、様式４－２の策定を契機として、従来のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕について、活用方法の柔軟化等を図る観点から、別紙２のとおり改正することとしました（改正後の様式について、以下「新様式２」という。）。貴職におかれては、下記に留意の上、これらの様式の活用に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本件については、別添により独立行政法人雇用・能力開発機構企画部長、各都道府県労働局職業安定部長及び関係団体（中央職業能力開発協会、社団法人全国民営職業紹介事業協会、全国専修学校各種学校総連合会、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、特定非営利活動法人キャリア・コンサルティング協議会及び公益財団法人日本生産性本部）あてにそれぞれ通知したところであるので申し添えます。

記

1　様式４－２の活用上の留意点について

（１）様式４－２は、求職者支援訓練の受講者に対して交付するジョブ・カードとして新たに策定するものであり、求職者支援訓練以外のケースにおいては、使用しないものであること。

（２）様式４－２の具体的な活用方法については、別途、独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページにおいて示される予定であること。

2　様式２の改正点及び活用上の留意点について

（１）各々の職務経歴について、「職務の中で学んだこと、得られた知識・技能」に加えて、「（職務の中で）果たした役割、貢献したこと」も記載できることとし、応募企業に対して自らの実績をアピールしやすいようにしたこと。

（２）欄外に留意事項を追記し、様式２を就職活動等の応募書類として活用する場合に限り、例えば、記載する職務経歴の順番を変えたり、ごく短期のものを除いて主要な経歴を記載したりする等の記載の変更を可能とし、応募企業に合わせた内容の再構成を可能としたこと。

（３）新様式２は、様式４－２とは異なり、求職者支援訓練に限らず、幅広い場面で活用されることを想定しているものであること。

3　平成20年10月１日付け能発第1001020号別添１「「ジョブ・カード制度」の一層の推進について」等の関係通達の改正は別途行い、後日通知することとするが、新様式２については、順次活用して差し支えないこと。

なお、改正前のジョブ・カード様式２〔職務経歴シート〕の交付を受けた者や、同様式を用いてキャリア・コンサルティングを継続して実施している者等については、引き続き、当該様式を使用しても差し支えないこと。